

いつまでも 住み慣れた地域で

在宅医療という選択肢

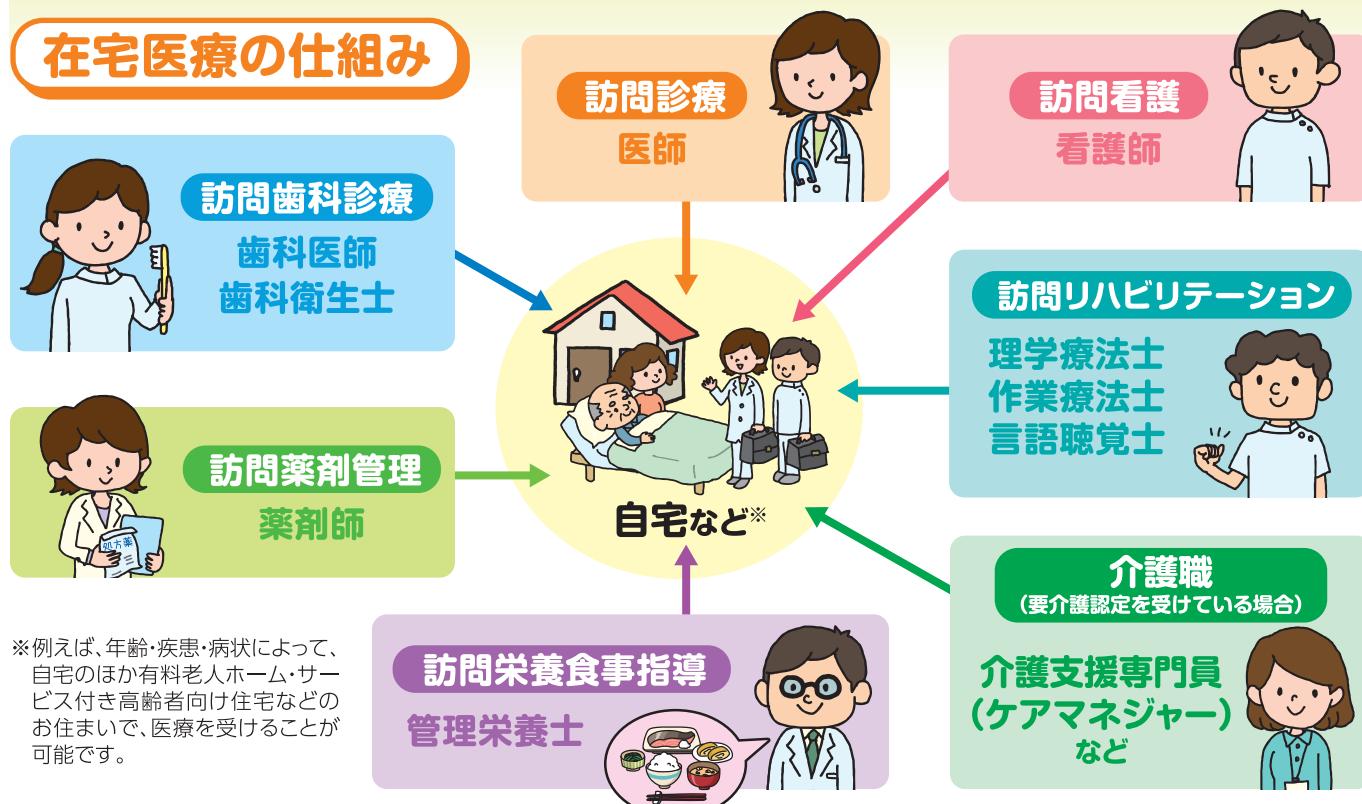
めさせ! 健康寿命日本一!

奈良
養生訓
vol.
139



通院が難しくなったときや退院後に自宅など^{*}で治療を受けられることをご存じですか。在宅医療では、専門知識をもつ医療職・介護職が連携し、自宅など^{*}を訪問して、必要な医療・福祉サービスを提供します。

在宅医療の仕組み



*例えば、年齢・疾患・病状によって、自宅のほか有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅などのお住まいでの医療を受けることが可能です。

参考:厚生労働省リーフレット「在宅医療をご存じですか?」

在宅医療を選択肢の1つに(専門家のご意見)

在宅医療とは、住み慣れた自宅で治療を継続しながら過ごしていただくという医療の形です。それぞれの専門知識をもつ医療・介護の多職種が連携することで、在宅医療を提供しています。在宅医療の現場では、自宅に戻ることによって、笑顔が増えた患者さんの姿をたくさん見てきました。安心して過ごしていただくためには、患者ご本人やご家族の思いが反映された環境をつくることが重要です。病院への入院だけでなく、在宅医療も選択肢の1つとして検討してみてください。



竹村医院 院長 竹村 恵史さん

いつも大好きな家族の傍に(在宅医療を選択された家族のコメント)

いつも大好きな母親の傍にいるため、在宅医療を選択しました。医師、看護師、理学療法士などの皆さんの協力があって、在宅医療は成り立っています。在宅医療を始めると決めたときは不安もありましたが、実際に始めてみると、想像していたよりも安心して自宅で生活することができます。

在宅医療についてもっと詳しく知りたい人、話を聞いてみたい人は、かかりつけ医、訪問看護ステーション、担当ケアマネジャー、お住まいの市町村の地域包括支援センターにご相談ください。

■県地域医療連携課 ☎0742-27-8676 FAX0742-22-2725